

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共同企業体」とは、大規模な工事の施工に際して、技術力を結集することにより工事の安定的施工を確保することを目的として工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体に発注する建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる建設工事の種類に応じ、1件当たりの設計金額がそれぞれ当該各号に定める金額以上のものとする。ただし、特殊な技術等を要し、確実かつ円滑な施工を確保するため技術力を特に結集する必要があると認められる工事については、対象工事とすることができる。

- (1) 土木一式工事 1億5,000万円
- (2) 建築一式工事 3億円
- (3) 電気工事 1億円
- (4) 管工事 1億円
- (5) 舗装工事 7,000万円

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

(構成員の要件)

第5条 対象工事について一般競争入札により発注する場合には、共同企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 対象工事に対応する工事の種類について、入札参加有資格者名簿（いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）第4条第4項に規定する名簿をいう。以下同じ。）に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定。以下「暴排要

綱」という。)第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

(4) いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱(平成28年3月30日制定。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) その他必要に応じて定める要件

2 対象工事について指名競争入札により発注する場合においては、共同企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1) 対象工事に対応する工事の種類について、入札参加有資格者名簿に登載されていること。

(2) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 暴排要綱第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

(4) 指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 対象工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「業法」という。)の許可業種について許可後の営業年数が3年以上あること。

(6) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該対象工事と同種の工事の施工実績を有すること。ただし、やむを得ない場合は、構成員の2分の1以上の者がこの要件に該当すること。

(7) 対象工事に対応する業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の組合せ)

第6条 対象工事について指名競争入札により発注する場合においては、共同企業体の構成員の組合せは、前条第2項の要件に該当する者による組合せによるほか、次に掲げる要件に該当する組合せとする。

(1) 技術力を結集することにより工事の安定的施工を確保することができる者と認められる者による組合せとすること。

(2) 市内に業法第3条第1項に規定する本店を有する者1社以上を含む組合せとすること。

(混合入札)

第7条 対象工事について一般競争入札により発注する場合において、単体企業で共同企業体と同等以上の施工能力を有すると認められる者がいるときは、工事の種類、規模等を勘案し、単体企業と共同企業体の混合による入札とすることができる。

(代表者)

第8条 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、構成員のうち中心的役割を担う者で施

工能力の大きいものとする。

(出資割合)

第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大とする。

2 共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次の各号に掲げる共同企業体の構成員数に応じ、それぞれ当該各号に定める割合以上とする。ただし、この割合により難い特別の理由があると認められる工事については、この限りでない。

(1) 2社 40パーセント

(2) 3社 30パーセント

(入札参加資格の確認申請等)

第10条 共同企業体により対象工事の一般競争入札に参加しようとする者は、いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱（平成7年2月22日制定。以下「一般競争入札実施要綱」という。）に基づく公告（以下「公告」という。）において定められた要件に該当する者により自主的に共同企業体を結成し、当該公告で指定された日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（一般競争入札実施要綱第1号様式）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（第1号様式。次項において「協定書」という。）

(3) その他公告において指定された書類

2 対象工事の指名競争入札に参加しようとする者は、共同企業体を結成し、指定された日までに特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（第2号様式）及び協定書を市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、共同企業体の構成員は、同一の入札対象工事について同時に他の共同企業体の構成員となることはできない。

(解散の時期)

第11条 共同企業体は、請け負った工事に係る契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該契約が締結された日に解散する。

(構成員の脱退又は除名及び加入)

第12条 共同企業体が請け負った工事の完了前において、当該共同企業体の一部の構成員が脱退し、又は除名された場合は、他の構成員が共同連帯して当該工事の完成の義務を負うものとする。

2 前項の場合において、脱退し、又は除名された構成員が工事の施工の中心的役割を担っていたこと等により、他の構成員によっては適正な施工の確保が困難と認められるときは、当該他の構成員

からの申請に基づき、新たな建設業者を当該工事に係る共同企業体の構成員として加入させることができる。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則（平成10年4月1日）

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則（平成14年10月28日）

この要綱は、平成14年10月28日から実施する。

附 則（平成17年1月1日）

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成22年2月22日）

この要綱は、平成22年2月22日から実施する。

附 則（平成25年9月26日）

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則（平成28年3月30日）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月23日）

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和3年8月10日）

この要綱は、令和3年8月10日から実施する。

附 則（令和8年2月24日）

この要綱は、令和8年4月1日から実施し、同年4月1日以降に実施する対象工事について適用する。

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) ○○発注に係る○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつた場合は、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、及び受領し、並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合）

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更があつても、構成員の出資割合は、変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇パーセント

〇〇建設株式会社 〇〇パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体の決算は、建設工事のしゅん工後において行うものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(建設工事の中途における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち建設工事の中途において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合は、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかったとした場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、建設工事の中途において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(建設工事の中途における構成員の破産手続開始の決定又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが建設工事の中途において、破産手続開始の決定を受け、又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合は、各構成員は、共同連帯してその責めを負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書〇通を作成し、各構成員が記名押印の上、各自1通を保有し、1通を発注者に提出する。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

いわき市長 様

共同企業体の名称 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 工事

○○・○○特定建設工事共同企業体

代 表 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

構 成 員

住 所

商号又は名称

代表者氏名

構 成 員

住 所

商号又は名称

代表者氏名

いわき市が発注する次の工事の入札に参加するため特定建設工事共同企業体を結成したので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 工事名
- 2 添付書類 特定建設工事共同企業体協定書（第1号様式）
- 3 構成員に係る建設業の許可事項等

構成員の商号又は名称	許可番号	許可年月日	工事の種類